

食料自給率向上と農業の多面的機能維持のための

農業者戸別所得補償制度



米の所得補償交付金等

生産数量目標の範囲内で
米の生産を行う方を
支援します。



水田活用の所得補償交付金

麦や大豆、飼料作物、野菜など
主食用米以外の生産を行う方
を支援します。



畑作物の所得補償交付金

水田、畑地での**麦、大豆、そば、なたね**の生産を行う方が、単収増や品質向上の
努力が反映されるように支援します。

広島県農業再生協議会



米の所得補償交付金及び米価変動補てん交付金

< 概要 >

米の生産数量目標(配分面積)の範囲内で生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米作付面積10a当たり1万5千円が定額交付されます。さらに平成24年産米の販売価格が一定の水準を下回った場合には、追加の補てんも行われます。

※ 主食用米には、酒造好適米、もち米、主食用米の種子用米なども含まれます。



交付対象者

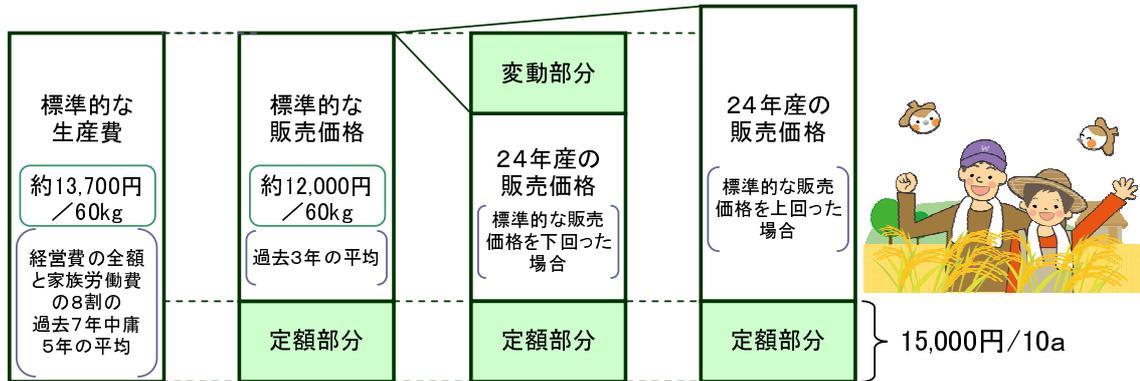
- 米の生産数量目標(配分面積)の範囲内で主食用米の生産を行う販売農家・集落営農
- ・販売農家については、水稻共済加入者または25a未満の者等は販売実績がある者
- ・集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っている組織

調整水田などの不作付地がある場合(新規申請分のみ)

米の所得補償交付金を受ける方は、不作付地がある場合は改善計画を市町に提出し、認定を受ける必要があります。ただし、23年度までに市町の認定を受けた方は、24年度に新たに発生した不作付地のみ改善計画を作成してください。

交付単価 全国一律

定額部分	15,000円/10a	恒常的なコスト割れ相当分の助成(米の所得補償交付金)
変動部分		24年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に算定(米価変動補てん交付金)



交付対象面積

- 主食用米の作付面積から、一律10aを差し引いた面積

※ 10aは、自家飯米・縁故米用に供される分として差し引かれます。
〈例〉A農家 80a(主食用米作付) - 10a(一律控除) = 70a(交付対象面積)

※ 集落営農組織の場合は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10aの控除となります。

水田活用の所得補償交付金

< 概要 >

水田で、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産・販売する農業者等に対して主食用米並の所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付されます。
 その他作物(園芸作物等)に対しても支援が行われます。



交付対象者

- 販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農

※米の生産数量目標の達成の有無にかかわらず助成対象となります。

※適切な収量が得られるように生産することが原則です。明らかに作付けや肥培管理等が不適切な場合(捨てづくり)には、交付金を交付しないこととされています。

作物	要件
麦, 大豆, 飼料用米, 米粉用米, 加工用米	実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること, 収穫・販売を行うこと
飼料作物, WCS用稲	畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存すること, 収穫・利用を行うこと
そば, なたね	実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること, 収穫・販売を行うこと
その他作物(収穫・販売する作物)	収穫・販売を行うこと(販売伝票等で確認)
その他作物(地力増進作物など)	通常の管理等を行っていること(作業日誌等により確認)

交付単価



※県内一律単価については、国との協議で変更になることがあります。

作物		単価(10a当たり)	
全国一律	戦略作物	麦(小麦, 二条大麦, 六条大麦, はだか麦)	35,000円
		大豆(黒大豆を含む)	
		飼料作物	
		米粉用米, 飼料用米, WCS用稲	80,000円
		そば, なたね, 加工用米	20,000円
※県内一律	その他作物	① キャベツ, アスパラガス, ほうれんそう, こまつな, ねぎ, わけぎ, トマト, かぼちゃ, きゅうり, なす, ばれいしょ, だいこん, たまねぎ, いちご, ブロッコリー, ピーマン, くわい, ひろしまな, さといも, にんじん, きく, ぶどう, いちじく	21,000円程度
		② ①, ③以外の野菜, 花き, 果樹など	10,000円程度
		③ 花木, 地力増進作物, 景観形成作物	4,000円程度
	備蓄米(数量が限られているため事前に契約が必要です)	15,000円	
全国一律	二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円	
	耕畜連携助成(飼料用米のわら利用, 水田放牧, 資源循環の取組)	13,000円	

- 不作付地(調整水田, 保全管理)などは交付対象外です。
- その他の作物は、県全体の実績面積が確定した段階で単価を調整します。
- 備蓄米(転作扱い)に取り組む農業者等は、米の所得補償交付金の申請も必要です。
- 果樹等の永年性作物については、交付対象期間が設けられています。

産地資金による加算措置

※国との協議で内容・単価等変更となる場合があります。

- 地域農業再生協議会単位で、地域振興作物等に加算を行う場合があります。

※新規需要米(飼料用・米粉用米等)、加工用米に取り組む場合は、次のことに注意してください。

- ・定められた用途以外の目的で出荷・販売はできません(用途限定米穀) ※1
- ・**主食用に出荷・販売した事実が判明した場合は、農業者戸別所得補償交付金の全部又は一部の返還や、それぞれの用途以外に販売した場合には改正食糧法に基づき罰則が科されます。**
- ・保管時には、主食用米とは別はいに、「はい票せん」を掲示するなどの**区分管理**をする必要があります。
- ・販売時には、紙袋等の包装等に用途を表示する必要があります。
加工用米は(加) 米粉用米は(粉) 飼料用米は(飼)
- ・その他の用途は、用途に即して輸出用など表示する必要があります。
- ・販売は、実需者に直接販売するか実需者団体を通じた販売となります。
- ・定められた用途に確実に使用するための措置が義務化されています。
- ・米トレーサビリティ法に基づき、取引記録等の作成・保存を適切に行い、国又は県等から求めがあった場合は、その記録を提示する必要があります。
- ※1 用途限定米穀とは、生産調整として取り組まれる新規需要米(米粉用、飼料用等)、加工用米(地域流通契約を含む)など。



【米トレーサビリティ法に基づき必ずしておかなければならないこと！】

伝票を受領・出荷記録の作成
 「お米」を出荷する際には、伝票等を受領するか、自ら出荷記録を作成してください。
 (一般消費者に直接販売された場合は、必要ありません。自社で場所(倉庫等)を移動・廃棄した場合の記録も必要です。)
 【記録が必要な事項】 ①品名、②産地(国内産、〇〇県産、〇〇国産等)、③数量、④年月日、⑤取引先、⑥搬入の場所、⑦用途限定米穀の場合は用途

3年間保存
 受領した伝票や作成した記録は、原則3年間保存してください。(ただし、米加工品は、賞味期限により3ヶ月、3年、5年と異なります。)

産地を伝達 ※2
 「お米」を出荷する際、米、米加工品を一般消費者に直接販売する際には、必ず産地を伝えてください。(飼料用米等の非食用を除く。)
 ※2 米・米加工品とは、米穀(玄米、精米等)、米粉、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなどのこと。

耕畜連携助成

- 耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を行う農業者に対して交付されます。



交付対象者

- 耕畜連携の取組を行う水田において、飼料作物等を生産する農業者(耕種農家)

助成対象

- ①わら利用、②水田放牧、③資源循環の取組(①~③の取組の同一ほ場での重複助成はできません。)
- ①わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)
【取組要件】子実及び稲わらが飼料利用されること 等
- ②水田放牧(水田における牛の放牧の取組)
【取組要件】放牧頭数が成牛換算で2頭以上(ha当たり)、延べ放牧日数が180頭日) 等
- ③資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組)
【取組要件】堆肥は水田粗飼料作物を供給した家畜由来のものであること、自己の堆肥でないこと、自己の散布でないこと、散布量が2トン又は4立米/10a以上であること 等

二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物、または戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成されます。

●対象となる作付けパターン(例)

作付けパターン	交付金額(10aあたり)
大豆 + 麦	3.5万円 + 1.5万円
麦 + そば	3.5万円 + 1.5万円
なたね + そば	2.0万円 + 1.5万円

●対象とならない作付けパターン(例)

作付けパターン	交付金額(10aあたり)
大豆 + 野菜	3.5万円 + -
麦 + 野菜	3.5万円 + -
米粉用米 + 野菜	8.0万円 + -

畑作物の所得補償交付金

麦, 大豆, そば, なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して, 標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金が直接交付されます。

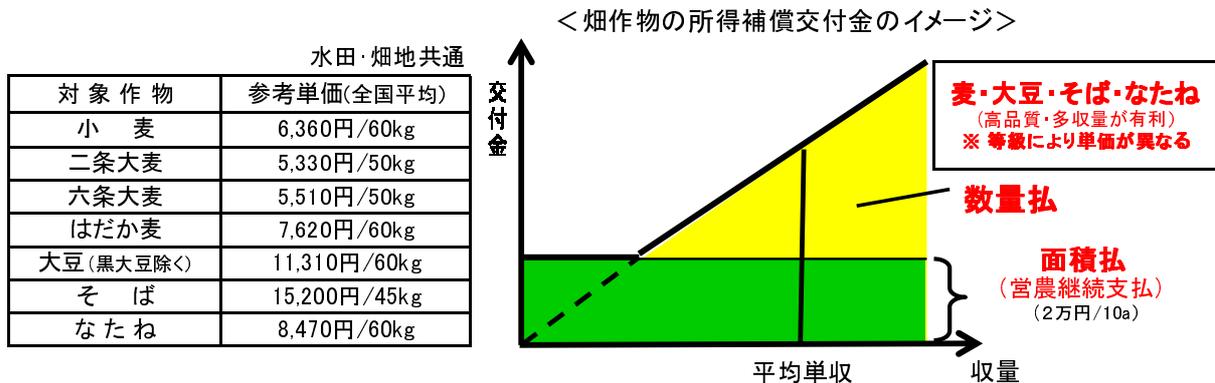
交付対象者

- 麦, 大豆, そば, なたねの生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農組織 (は種前にJA等との出荷契約や実需者との販売契約を締結することが基本となります。)

数量払

交付対象数量

麦, 大豆, そば, なたねの当年産の出荷・販売数量



注1: 小麦については, パン・中華めん用品種(ミナミノカオリ)を作付けた場合は, 数量払に2,550円/60kg加算。

注2: 等級, 品質により交付単価は変わります。

(麦, 大豆は農産物検査が必須で, 規格外は数量払の交付対象外)

注3: 面積払(営農継続支払)を受けた方は, 販売数量確定後, 面積払交付額を控除して支払います。

面積払(営農継続支払)

交付対象面積

麦, 大豆, そば, なたねの前年産の生産面積

※ 農業者等の前年産の販売数量を県平均単収で換算した面積となります。

※ 前年産の実績がない農業者等は, 販売数量確定後, 数量払のみ交付されます。

＜大豆の算定例＞ 前提条件: 23年産 180kg販売, 24年産 180kg販売, 地域単収180kg/10a

① 面積払(営農継続支払) = 23年産販売180kg ÷ 県平均単収(180kg/10a) × 2万円 = 20,000円 (当初交付)

② 数量払 = 24年産販売180kg × 大豆(11,310円/60kg) = 33,930円 (販売実績)

※ 販売数量確定後に, 数量払の単価により算定した交付金が, 既に交付された面積払(営農継続支払)の交付額(20,000円)を超えるため, 追加で差額の13,930円が交付されます。

★ 農業者への交付額合計 = 当初交付(20,000円) + 販売実績追加(13,930円) = 33,930円

その他の対策



規模拡大加算

20,000円/10a

農業者戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連担化)するために、新たに利用権を設定をした農地の面積に応じて、農地の受け手に交付されます。

(対象農地)

農地利用集積円滑化団体(市町等)を通じて、面的集積(連担化)された農地に利用権を設定(6年以上)して規模拡大した農地

※利用権設定面積に応じて、設定した年度に交付されます。

※農地利用集積円滑化団体を通さず、利用権を設定されたものは交付対象外です。

※戸別所得補償制度の対象となっていない畑の飼料作物、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず特例措置として対象となります。

※人・農地プラン(地域農業マスタープラン)において、地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積(連担化)要件を満たします。

再生利用加算(畑)

平地

20,000円/10a

条件不利地(中山間直接支払制度の対象農地)

30,000円/10a

地域農業再生協議会が作成する地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、交付金が支払われます。

【対象農地】

- ・市町・農業委員会が耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握している耕作放棄地
- ・市町の認定を受けた「調整水田等の不作付地の改善計画」に作付困難と記載された農地のうち畑転換するもの

【交付対象者】

- ・畑作物の所得補償交付金の加入者のうち、地域の再生利用計画に従って、「麦、大豆、そば、なたね」を作付けて営農を継続することが確実に認められるもの

※平地・条件不利地の条件に応じて最長で5年間支払われます。

集落営農の集落法人化に対する支援(単年度)

定額 40万円/1法人

集落営農(任意組織)から法人化した組織に、交付金が支払われます。

(交付対象法人)

- ・平成24年4月1日以降に法人登録した組織

加入申込について

交付金を受け取るためには、営農計画書の提出、交付申請書などの提出が必要になります。4～6月に申込みをしてください。交付金は、国から農業者の口座に直接支払われます。

平成24年									平成25年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

交付申請書
営農計画書等の受付

交付金の交付時期

現地確認、販売実績等証拠書類の確認終了後に手続きを実施
ただし、米価の下落(変動部分)の交付時期は次のとおりです

H24年産米 H25.5～6月頃

お問い合わせ先



中国四国農政局広島地域センター、福山地域センター、最寄の地域農業再生協議会、市町、JAにお問い合わせください。

なお、農林水産省のホームページに詳しい情報が掲載されています。

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html

(H24.1.30時点)